

# 平成 24 年度集団指導に対する質問への回答

7月19日に行われました「平成24年度通所介護事業所等集団指導」の内容に対して、質問がありましたので回答します。なお、質問文は、内容がわかりやすいよう一部修正していますので、ご了承ください。

質問： 通所系サービスにおける送迎の介護報酬算定等の取扱いについて

①例えば、ご近所にお住まい等の理由で、ご自分で通ってくるのが可能な利用者については送迎サービスをしなくても良いと考えていいでしょうか。

②道が狭小等の理由で、玄関前に送迎の車が止められない利用者については、計画書を提出すればバスポイント方式の送迎でいいでしょうか。

回答：

①平成18年4月の介護報酬改定により、通所系サービスについては、送迎が必要な利用者に対して事業者の負担と責任により送迎を行うことになっています。送迎は基本的にドア・ツー・ドアとなります。

ただし、ケアマネジャーのケアマネジメントの中で送迎の必要性がないと認められた場合は送迎をしない場合もあります。なお、事業所と同一建物に居住する利用者については、送迎分について、94単位/日の減算となるのでご注意ください。

②バスポイント方式については、平成18年の時点でこの方式をとっていた事業者に限り、やむを得ない理由でそれを継続する場合に認めたものです。ただし、利用者の心身の状況並びに住居及び地理的状况から特別な事情がありドア・ツー・ドアの送迎ができない場合で、送迎のみでなくその前後に身体介護を必要とする方については、送迎部分を含めて訪問介護による対応を例外的に認める場合があります。その際には介護保険課に届出書を提出していただく必要があります。該当となる特別な事情等については、集団指導の資料36ページ以降をご覧ください。

これらの対応は、もともと制度改正時の混乱を避けるための例外的な対応として位置づけられたものです。通所系サービスの送迎体制の整備については、事業者の皆さんのご理解、ご努力をよろしくお願ひします。

(通所系サービスにおける送迎の介護法報酬算定等の取扱いについて)

平成18年9月8日 新宿区健康部介護保険課)

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話 5273-3497 FAX 3209-6010

## 平成 24 年度集団指導に対する質問への回答

7月19日に行われました「平成24年度通所介護事業所等集団指導」の内容に対して、質問がありましたので回答します。なお、質問文は、内容がわかりやすいよう一部修正していますので、ご了承ください。

質問： サービス提供時間について

「所要時間7時間以上9時間未満」といった場合、厚生労働省の説明では7時間あればよいとのことでしたが、東京都の指導では、15分の余裕をもってサービス提供することとされています。新宿区としての考えをお聞かせください。

回答： 送迎のトラブル等を考慮して、実際に7時間のサービス提供時間を確保できるような時間設定をお願いします。

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話 5273-3497 FAX 3209-6010

## 平成 24 年度集団指導に対する質問への回答

7月19日に行われました「平成24年度通所介護事業所等集団指導」の内容に対して、質問がありましたので回答します。なお、質問文は、内容がわかりやすいよう一部修正していますので、ご了承ください。

質問： 個別機能訓練加算について

個別機能訓練加算(Ⅰ)、(Ⅱ)に係る機能訓練は、それぞれ別個に機能訓練計画を作成し、評価・説明を行わなければならないのでしょうか。

回答： お見込みの通り。

なお、(Ⅰ)と(Ⅱ)は訓練目的が違うため、1回の訓練で両加算を算定することはできませんのでご注意ください。

通所介護計画の中に個別機能訓練計画に相当する内容を記載することにより、個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとなっておりますが、(Ⅰ)と(Ⅱ)の計画内容はそれぞれ区分して記載してください。各々の目的に沿った訓練に対する評価・説明を開始時と3か月ごとに行うことが必要です。

(老企第36号 第2の7(7)、平成24年度介護報酬改定に関する関係Q&A平成24年3月16日)

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話 5273-3497 FAX 3209-6010